

施設基準

当薬局は厚生労働省が定める 施設基準を満たしている保険薬局です。

1. どの病院・診療所の処方箋でも受け付けます。
2. 基本料1の施設基準に適合しています。
3. 以下の区分に応じた基準を満たしています。
 - イ)調剤基本料1を算定する薬局
 - ・麻薬の調剤に対応しています。
 - ・在宅で療養されている患者さん宅を訪問して服薬指導等を行なった実績を満たしている。
 - ・かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理指導料に係る届出を行なっている。
 - ・服薬情報提供料の算定実績を満たしております。
 - ・薬剤師研修認定制度等の研修を修了した薬剤師が他職種連携会議に出席している。
 - ロ)調剤基本料1以外を算定する薬局
 - ・地域医療に貢献する体制を有することを示す相当の実績を有します。
4. 1,000品目以上の医療用医薬品を揃えています。
5. 24時間調剤および在宅業務に対応できる体制を整備しています。
6. 患者さんごとに作成した薬剤服用歴(薬歴)に基づき、患者さんの服用する医療用医薬品以外の医薬品に関するものを含め、必要な薬学的管理を行い、薬の服用及び保険取扱いの注意に関し指導を行います。
7. 平日は1日8時間以上、土曜日又は日曜のいずれかの曜日には一定時間以上開局し、かつ、週45時間以上開局しています。
8. 管理薬剤師は別に定められた要件を満たしています。
9. 薬剤師等の資質向上のための研修体制を整備しています。
10. 常に最新の【医薬品緊急安全情報】、【安全性速報】、【医薬品・医療機器等安全性情報】等の医薬品情報を収集し、情報提供を行います。
11. プライバシーに配慮した構造・設備を整備しています。
12. 一般用医薬品を販売するとともに、健康相談、健康教室などを実施し、地域住民の生活習慣の改善・疾病の予防に資する取組みを行い、必要に応じて医療機関への紹介を行っています。
13. 医療材料や衛生材料を供給する体制を整備しています。
14. 在宅療養の支援にかかる多職種やケアマネージャーと連携を図っています。
15. 副作用報告に係る手順書を作成し、副作用報告体制を整備しています。
16. 後発医薬品調剤体制加算2の施設基準に適合しています。
17. 当薬局はかかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に関する基準を満たす保険薬剤師を配置しています。
18. 薬局機能情報提供制度において、プレアボイド事例の把握・収集に関する取組み実績を有します。